

社会福祉法人平針福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人平針福社会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事長及び常務理事については、別表1のとおり報酬を支給する。
- (2) 前号の理事長及び常務理事を除く役員等（以下「非常勤役員等」という。）については報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表2のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、法人旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(旅費)

第3条 役員等が、法人業務のため出張したときは、法人旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(職員給与との併給)

第4条 法人の職員を兼務し、職員給与を支給されている理事に対しては、前二条に定める報酬等及び旅費は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 第2条第1号に規定する報酬の支給日、支給方法、法令の定めるところにより控除すべき金額等支給に関する詳細は、職員の例による。

- 2 第2条第2号に規定する費用弁償は、評議員会又は理事会に出席の都度及び監事が監事の職務に従事した都度、並びに理事長が役員等に依頼した法人業務に従事した都度、現金により支給することができる。

(報酬額の決定基準)

第6条 理事長及び常務理事の報酬額は、民間事業者の役員報酬等及び従業員の給与、法人の経理の状況、職員給与規程第12条に定める役付手当を支給される管理職の給与や物価動向等を勘案して評議員会で決定する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成29年6月21日から施行する。ただし、第2条第1号に定める報酬については、平成29年7月分から適用する。
- 2 従前の「役員等報酬規程」(平成22年12月22日施行)は、この規程の施行日に廃止する。

別表1（理事長及び常務理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 80,000円
常務理事	月額 180,000円 理事長報酬月額×3/4×週3日

別表2（非常勤役員等の費用弁償）

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人業務のための出勤	5,000円

(2) 理事（理事長及び常務理事並びに職員兼務理事を除く）

	日額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人業務のための出勤	5,000円

(3) 監事

	日額
監事監査等への出席	5,000円
上記の他、法人業務のための出勤	5,000円